別記第１号様式（表面）

耐震診断申込書

芽室町長　　　　　　あて

申込日　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 申込者の要件 | □　住宅の所有者□　住宅の居住者 |
| 連絡先 | 電話 |
| 住宅 | 所在地 | （申込者住所と異なる場合のみ記入してください） |
| 完成年 | □　昭和　　年 |
| 所有者名 | （申込者と異なる場合のみ記入してください） |
|  |  |  |
| 必要書類 | □　耐震診断申込書（裏面も記入のこと）□　住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの） |
| 結果報告方法 | □　来庁　　　年　　月　　日　午前・午後　　時□　郵送 |

※　裏面も記載願います。

別記第１号様式（裏面）

老朽度の調査部位と診断項目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部位 | 材料、部材等 | 対象の有無 | 劣化事象 | 劣化の有無 |
| 屋根、葺き材 | 金属板 |  | 変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれがある |  |
| 瓦・スレート |  | 割れ、欠け、ずれ、欠落がある |  |
| 樋 | 軒・呼び樋 |  | 変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある |  |
| 縦樋 |  | 変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある |  |
| 外壁仕上げ | 木製版、合板 |  | 水浸み痕、こけ、割れ、抜け節、ずれ、腐朽がある |  |
| 窯業系サイディング |  | こけ、割れ、ずれ、欠落、シール切れがある |  |
| 金属サイディング |  | 変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれ、目地空き、シール切れがある |  |
| モルタル |  | こけ、0.3mm以上の亀裂、剥落がある |  |
| 露出した躯体 |  | 水浸み痕、こけ、腐朽、蟻道、蟻害がある |  |
| バルコニー | 手すり壁 | 木製板、合板 |  | 水浸み痕、こけ、割れ、抜け節、ずれ、腐朽がある |  |
| 窯業系サイディング |  | こけ、割れ、ずれ、欠落、シール切れがある |  |
| 金属サイディング |  | 変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれ、目地空き、シール切れがある |  |
| 外壁との接合部 |  | 外壁面との接合部に亀裂、隙間、緩み、シール切れがある |  |
| 床排水 |  | 壁面を伝って流れている、または排水の仕組みがない |  |
| 内壁 | 一般室 | 内壁、窓下 |  | 水浸み痕、はがれ、亀裂、カビがある |  |
| 浴室 | タイル壁 |  | 目地の亀裂、タイルの割れがある |  |
| タイル以外 |  | 水浸み痕、変色、亀裂、カビ、腐朽、蟻害がある |  |
| 床 | 床面 | 一般室 |  | 傾斜、過度の振動、床鳴りがある |  |
| 廊下 |  | 傾斜、過度の振動、床鳴りがある |  |
| 床下 |  |  | 基礎の亀裂や床下部材に腐朽、蟻道、蟻害がある |  |

※　わかる範囲で記入して下さい。（材料・部材等「対象の有無」欄及び劣化事項「劣化の有無」欄の該当事項に○を記入してください。

※　氏名、住所など個人情報を除くデータは、耐震改修促進状況のデータとして公表する場合がありますので、ご了承ください。

別記第２号様式

　　年　　月　　日

耐震診断結果

申込者氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　芽室町長

　先に申込みを受けました木造住宅の耐震診断の結果、次のとおりとなりましたので通知します。

［診断結果一覧表］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当 | 上部構造評点 | 判定 |  | 今後の対策 |
|  | １．５以上 | Ａ | 安全だと思われます |  |
|  | １．０以上～１．５未満 | Ｂ | 概ね安全だと思われます |  |
|  | ０．７以上～１．０未満 | Ｃ | やや危険だと思われます | 大地震により倒壊する可能性があるので、現地調査を伴う耐震診断を実施の上、できるだけ、耐震改修を行うことをお勧めします。 |
|  | ０．７未満 | Ｄ | 危険だと思われます | 　大地震により倒壊する可能性が高いので、現地調査を伴う耐震診断を実施の上、早めに耐震改修を行うことをお勧めします。 |

|  |
| --- |
| （備考） |

［注意事項］

・　この診断結果は、図面及び聞き取り調査により判断したものを入力して得られたものです。　　住宅の耐震性を判断する上で、目安として下さい。

・　町が個人に対して直接、耐震診断の勧誘や診断結果をもとに業者をお宅に伺わせることはあり

ません。

・　訪問販売による住宅の耐震診断・改修工事やリフォーム工事などのトラブルが発生しています。工事を行う場合は、契約前に工事の内容を十分に確認し、必ず書面で契約するようにしましょう。